

平成30年度 石岡中学校PTA総会

総会次第

- 1 開会のことば
- 2 P T A会長あいさつ
- 3 学校長あいさつ
- 4 議長選出
- 5 書記任命
- 6 議事

- 第1号議案 平成29年度事業報告並びに決算報告及び監査報告
 - 第2号議案 規約改正（案）について
 - 第3号議案 平成30年度事業計画（案）並びに予算（案）について
 - 第4号議案 平成30年度役員について
 - その他
- 7 新旧役員あいさつ
 - 8 閉会のことば

※平成30年度職員紹介

※おやじの会から

※事務連絡

- ・その他

◎学年別集会（1年：武道館）

日時：平成30年4月28日（土）14時50分から
会場：石岡中学校体育館

石岡市立石岡中学校

日 程

13:20~13:30 受付(各教室前)

13:30~14:20 授業参観

14:20~14:40 体育館への移動

14:50~15:50 PTA総会

15:55~16:40 学年PTA集会

平成29年度石岡中学校PTA事業報告

《 執行部 》

年、月、日	曜	主な事業内容
29. 4. 10	月	本部役員会
15	土	PTA総会
4. 25	火	市PTA連絡協議会総会
6. 1	木	単P会長事務担当者会議
10	土	奉仕作業(2年)
24	土	市P連指導者研修会
7. 7	金	1学期末保護者会
8. 26	土	奉仕作業(3年)
30	水	単P会長事務担当者会議
9. 9	土	体育祭
16	土	おまつり巡回指導～18日
10. 9	月	市P連球技会
10. 21	土	桐苑祭
28	土	奉仕作業(1年)
11. 9	木	単P会長事務担当者会議
11. 30	木	2学期末保護者会(1・2年)
30. 2. 15	木	単P会長事務担当者会議
2. 28	水	2学期末保護者会(1・2年)

《 女性ネットワーク委員会 》

年、月、日	曜	主な事業内容
29. 6. 3	土	第1回県南P連女性ネットワーク委員会
6. 27	火	第1回市P連女性ネットワーク委員会
7. 8	土	茨PTA女性ネットワーク委員会研修会
7. 22	土	第2回県南P連女性ネットワーク委員会
9. 24	日	3市合同女性ネットワーク委員会(懇談会)
10. 14	土	第3回県南P連女性ネットワーク委員会
10. 27	金	第2回市P連女性ネットワーク委員会
11. 11	土	県南女性ネットワーク委員会研修会
30. 2. 6	火	第3回市P連女性ネットワーク委員会
2. 10	土	県南P連女性ネットワーク委員会

《 第1学年委員会 》

年、月、日	曜	主な事業内容
29. 5. 23	火	第1回学年委員会(組織作り、年間活動計画の作成等)
6. 9	金	校外学習(石岡探訪への協力)
7. 7	金	家庭教育学級開級式・性教育講演会
夏季休業		職場見学協力
10. 28	土	PTA奉仕作業
11. 24	金	第2回学年委員会
12. 13	水	スマホ・ケータイ安全教室
30. 2. 10	土	生涯学習の集い参加
2. 22	木	第3回学年委員会
2. 28	水	家庭教育学級閉級式

《 第2学年委員会 》

年、月、日	曜	主な事業内容
29. 6. 10	土	PTA奉仕作業、第1回学年委員会
6. 19	月	宿泊学習協力(～21水)
7. 7	金	学期末保護者会
11. 8	火	職場体験学習協力
11. 30	木	2学期末保護者会(弁護士出前授業協力)
30. 2. 20	火	第2回2学年PTA委員会
2. 28	水	学年末保護者会(進路学習協力)
3. 13	火	卒業証書授与式接待協力

《 第3学年委員会 》

年.月.日	曜	主な事業内容
29. 6. 30	金	第1回学年委員会(組織作り, 年間の事業計画確認)
7. 7	金	学期末保護者会(進路学習協力)
夏季休業中		高校見学協力
8. 26	土	PTA奉仕作業
9. 28	木	第2回学年委員会(高校説明会役割分担)
10. 10	火	私立高校説明会協力(講師接待)
11. 2	木	県立高校説明会協力(講師接待)
30. 2. 16	金	第3回学年委員会
3. 13	火	卒業証書授与式(受付他)

《 成人体育委員会 》

年.月.日	曜	主な事業内容
29. 6. 1	木	第1回委員会(事業計画, PTA球技大会について)
6. 22	木	第2回委員会(担当決め)
7. 6	木	第3回委員会(体育祭種目について協議)
7. 15	土	PTA球技大会
9. 9	土	体育祭協力
9月中旬		市P連球技大会企画運営
10. 9	月	市P連球技大会
30. 1. 25	木	第4回委員会

《 広報委員会 》

年.月.日	曜	主な事業内容
29. 6. 9	金	第1回広報委員会(H29年度活動計画)
7. 20	木	広報誌「石」No.166 刊行
12. 14	木	第2回広報委員会
30. 1. 30	火	第3回広報委員会
2. 9	金	広報誌「石」No.167 刊行
3. 12	月	広報誌「石」No.168 刊行

《 厚生委員会 》

年.月.日	曜	主な事業内容
29. 5. 10	水	第1回委員会(年間活動計画, ベルマーク集計)
随時		ベルマーク収集, 分別
12. 14	木	第2回委員会(ベルマーク集計, 送付)
30. 2. 13	火	第3回委員会(ベルマーク集計, 反省会)

《 校外指導地区委員会 》

年.月.日	曜	主な事業内容
29. 6. 1	木	マナーアップキャンペーン
7. 15	土	夏休み前店舗等巡回
9. 9	土	体育祭巡回協力
9. 16～18		石岡のおまつり巡回
11. 1	水	マナーアップキャンペーン
12. 16	土	冬休み前店舗等巡回
30. 3. 17	土	春休み前店舗等巡回

《 環境整備委員会 》

年.月.日	曜	主な事業内容
29. 5. 31	水	第1回環境整備委員会
6. 10	土	第1回PTA奉仕作業(2年)
8. 26	土	第2回PTA奉仕作業(3年)
10. 28	土	第3回PTA奉仕作業(1年)
30. 2. 15	木	第2回環境整備委員会

《 交通安全母の会 》

年.月.日	曜	主な事業内容
29. 5. 26	金	石岡市交通安全母の会連絡会総会
6. 27	火	第1回 交通安全母の会
7. 3	月	「交通安全の日」街頭活動
7. 6	木	石岡市交通安全母の会連絡会石岡支部総会
7. 25	火	夏の交通事故防止市民運動街頭キャンペーン
7. 29	土	石岡市安全安心まちづくり市民大会
9. 26	火	石岡地区交通安全総決起大会及び高齢者交通安全教室
9. 30	土	茨城県交通安全母の会連合会創立50周年
11. 1	水	「交通安全の日」街頭活動
12. 6	水	石岡地区交通安全母の会連合会役員会
30. 2. 6	火	第2回 交通安全母の会
2. 16	金	茨城県女性団体連盟のつどい

《 婦人防火クラブ 》

年.月.日	曜	主な事業内容
29. 5. 30	火	石岡市幼少年婦人防火委員会総会(石岡市消防本部)
6. 16	金	第1回委員会
7. 12	水	茨城県婦人防火クラブ連絡協議会総会
8. 21	月	茨城県防火大会(県民文化センター)
9. 27	水	婦人防火クラブ視察研修会
10. 15	日	石岡ふれあいまつり
11. 2	木	婦人防火クラブ指導者研修会(HUG訓練)
11. 10	金	住宅用火災報知器設置状況調査
11. 29	水	住宅用火災報知器設置促進街頭広報活動
30. 1. 6	土	石岡市消防出初め式防火パレード
1. 14	水	第2回委員会
3. 2	金	春季火災予防運動

平成29年度 石岡中学校PTA歳入・歳出決算書

○歳入の部

(単位 円)

項 目	本年度予算額	本年度決算額	比 較	付 記
会 費	1,800,000	1,792,650	△ 7,350	29年度会費
収 入	30	1	△ 29	積み戻し、県PTA、決算利息
繰 越 金	105,153	105,153	0	前年度繰越金
合計	1,905,183	1,897,804	△ 7,379	

○歳出の部

項 目	本年度予算額	本年度決算額	増 減	付 記 39
会議費 総 会	30,000	44,550	14,550	資料用紙代 小計
各 種 委 員 会	110,000	96,211	△ 13,789	PTA歓送迎会花束、各委員会反省会、会議飲料
小 計	140,000	140,761	761	
事務費 消 耗 費	100,000	207,095	107,095	掲額式、スズメバチ退治スプレー、インク代、灯油
印 刷 製 本	100,000	67,330	△ 32,670	年輪補助、本の修理等
通 信	40,000	38,386	△ 1,614	体育祭・桐苑祭・卒業式・卒業式案内郵送料等
小 計	240,000	312,811	72,811	
事業費 成人体育委員会	180,000	189,542	9,542	球技会費、P連球技会、体育祭リレー保険金
広 報 委 員 会	400,000	278,856	△ 121,144	広報誌166号～168号
厚 生 委 員 会	10,000	10,000	0	ペルマーク収集経費
校外指導委員会	30,000	15,912	△ 14,088	祭り巡回飲み物等
環境整備委員会	210,000	192,619	△ 17,381	鎌、飲み物、砂、軍手等
学 年 委 員 会	240,000	242,762	2,762	弁護士出前授業等、卒業証書筆耕代
婦人防火クラブ	10,000	7,000	△ 3,000	研修負担金
交通安全母の会	5,000	3,000	△ 2,000	年会費
小 計	1,085,000	939,691	△ 145,309	
福祉費 手をつなぐ親の会	50,000	54,841	4,841	有償教科書代、親の会分担金等
負担金 負 担 金	200,000	215,971	15,971	市P連分担金等、県PTA安全互助会
涉外費 涉 外 費	100,000	34,000	△ 66,000	P連関係補助等、関係機関謝礼等
慶弔費 慶 弔 費	80,000	0	△ 80,000	
旅 費 旅 費	5,000	13,800	8,800	研修会参加費
予備費 予 備 費	5,183	0	△ 5,183	
合計	1,905,183	1,711,875	△ 193,308	

○歳 入 金 額 1,897,804 円

○歳 出 金 額 1,711,875 円

○差 引 残 高 185,929 円

○上記のとおり報告致します。

○平成30年4月28日

○石岡市立石岡中学校PTA会長

平成29年度 石岡中学校PTA後援会費歳入・歳出決算書

歳入の部

(単位 円)

項目	本年度予算額	本年度決算額	比較	付記
会費	2,745,000	2,991,750	246,750	29年度会費
雑収入	50	20,806	20,756	決算利息、福祉委員会等より
繰越金	97,131	102,297	5,166	前年度繰越金
合計	2,842,181	3,114,853	272,672	

歳出の部

項目	本年度予算額	本年度決算額	増減	付記
研究助成	各種研究補助	15,000	13,749	△ 1,251 各種研究会参加費、研修資料等
	研究負担金	20,000	14,007	△ 5,993 教育会、教研連、県教育研究会
	資料料	80,000	55,640	△ 24,360 各種資料代
	小計	115,000	83,396	△ 31,604
学校行事助成	体育大会	340,000	448,186	108,186 各部活動大会参加費
	文化活動費	230,000	223,410	△ 6,590 花鳥風月、美術、吹奏楽部バス・トラック代等
	行事助成金	200,000	332,337	132,337 入学式、体育祭、桐苑祭、卒業式準備等
	小計	770,000	1,003,933	233,933
事業費	教材教具	230,000	221,214	△ 8,786 家庭科消耗品、理科・美術消耗品等
	体育用具	270,000	320,685	50,685 体育館用マイク、校庭用砂、
	図書整備	70,000	83,858	13,858 図書ラック、読書感想文代
	環境整備	420,000	350,952	△ 69,048 草花、ワックス、バスケットゴール溶接
	生徒指導費	120,000	52,506	△ 67,494 学警連、巡回飲み物、卒業式夜警
	生徒派遣費	570,000	489,004	△ 80,996 城南中交流・各部大会参加費・バス代
	消耗品費	270,000	376,592	106,592 事務用品、ガムテープ、プリンタインク等
小計	1,950,000	1,894,811	△ 55,189	
予備費	予備費	7,181	540	△ 6,641
合計	2,842,181	2,982,680	140,499	

歳入金額 3,114,853 円

歳出金額 2,982,680 円

差引残高 132,173 円

上記のとおり報告致します。

平成30年4月28日

石岡市立石岡中学校PTA会長

平成 30 年 3 月 22 日

石岡市立石岡中学校

PTA 会長

殿

石岡市立石岡中学校 PTA 監査



会 計 監 査 報 告 書

平成 30 年 3 月 22 日、石岡中学校 PTA 規約第 11 条 6 の規定に基づき、
石岡中学校校長室において、平成 29 年度 PTA 会計及び PTA 後援会会計
の監査を行ったので、下記のとおり報告致します。

記

- 1 帳簿等は正確に記載されている。また、預金及び支出状況について
も諸帳簿に一致し、正確であることを確認した。

○石岡市立石岡中学校 PTA 規約の改正について

現 行	改正案
<p>第 7 条 この会を運営するために次の役員を置く。</p> <p>1 会長 1名 2 副会長 6名以内 3 書記 2名 4 会計 2名 5 <u>女性ネットワーク委員</u> 若干名 6 監査 3名</p>	<p>第 7 条 この会を運営するために次の役員を置く。</p> <p>1 会長 1名 2 副会長 6名以内 3 書記 2名 4 会計 2名 5 <u>監査</u> 3名</p>
<p>第 11 条 5 <u>女性ネットワーク委員は会長の命を受け女性ネットワークに関する業務を行う。</u></p> <p>6 監査は、会計監査を行う。また、業務についても助言・協力をする。</p>	<p>第 11 条 5 <u>監査は、会計監査を行う。また、業務についても助言・協力をする。</u></p>
<p>第 16 条 常任委員会の組織及び運営は次の通りとする。</p> <p>1 常任委員会を次のように分ける。</p> <p>イ 成人体育委員会 (20名) ロ 広報委員会 (15名) ハ 厚生委員会 (20名) ニ 校外指導地区委員会 (各地区1名以上) ホ 環境整備委員会 (15名) ヘ 交通安全母の会 (10名) ト 婦人防火クラブ (15名)</p> <p>※ 人数は、原則上記のとおりとするが過不足ある場合はこの限りではない。</p> <p>※ 委員の選出については次の通りとする。</p> <p>① <u>校外指導地区委員を選出する地区は次の通りとする。(ただし、生徒によっては近隣の地区と合併する)</u> <u>旭台一丁目、旭台二丁目、旭台三丁目、東光台一丁目、東光台二丁目、東光台三丁目、東光台四丁目、東光台五丁目、東石岡1丁目、東石岡2丁目、東石岡3丁目、東石岡4丁目、東石岡5丁目、(産)王台、大和町、東ノ辻、東町、八軒台、東大橋、小井戸、南台1丁目、南台2丁目、南台3丁目、南台4丁目、大谷津、東田中</u></p> <p>② <u>上記①以外の委員は、学年から選出する。</u></p>	<p>第 16 条 常任委員会の組織及び運営は次の通りとする。</p> <p>1 常任委員会を次のように分ける。</p> <p>イ 成人体育委員会 ロ 広報委員会 ハ 厚生委員会 ニ 校外指導委員会 ホ 環境整備委員会 ヘ 交通安全母の会 ト 婦人防火クラブ チ 女性ネットワーク委員会</p>
<p>第 17 条 4 校外指導地区委員会は生徒の校外生活指導に関する事項。</p>	<p>第 17 条 4 校外指導委員会は生徒の校外生活指導に関する事項。</p> <p>8 女性ネットワーク委員会は女性ネットワークに関する事項。</p>

○石岡中学校 PTA 慶弔規程の改正について

現 行	改正案
第3条 <u>PTA会員等が死亡したときは、次により香料を贈る。</u> <ul style="list-style-type: none"> (1) 一般会員が死亡したときは、香料 10,000 円を贈り、会長又は副会長のうちの代表並びに当該学年委員会の代表が葬儀に参列する。会員とは本人及びその配偶者をいう。 (2) 運営委員が死亡したときには、生前のPTA活動に対する功績を考慮して、香料 10,000 円の他に供物 (10,000 円相当) を贈り、会長又は副会長のうちの代表並びに所属委員会の代表が葬儀に参列する。 (3) 常任委員が死亡したときは、香料 10,000 円を贈り、会長又は副会長のうちの代表並びに当該委員会の代表が葬儀に参列する。 (4) <u>生徒が死亡したときは、香料 10,000 円と花輪代 (10,000 円) を贈り、会長又は副会長のうちの代表並びに当該学年委員会の代表が通夜及び葬儀に参列する。</u> (5) 教師の親並びに運営委員の親（同居又は喪主の場合に限る）が死亡した時は、香料 10,000 円を贈り、会長又は副会長のうちの代表が参列する。 	第3条 PTA会員等に対する慶弔については、次のように定める。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 一般会員が死亡したときは、香料 10,000 円を贈り、会長又は副会長のうちの代表並びに当該学年委員会の代表が葬儀に参列する。会員とは本人及びその配偶者をいう。 (2) 運営委員が死亡したときには、生前のPTA活動に対する功績を考慮して、香料 10,000 円の他に供物 (10,000 円相当) を贈り、会長又は副会長のうちの代表並びに所属委員会の代表が葬儀に参列する。 (3) 常任委員が死亡したときは、香料 10,000 円を贈り、会長又は副会長のうちの代表並びに当該委員会の代表が葬儀に参列する。 (4) 教師の親並びに運営委員の親（同居又は喪主の場合に限る）が死亡した時は、香料 10,000 円を贈り、会長又は副会長のうちの代表が葬儀に参列する。
第4条 <u>会員等が災害を受けたときは、次により見舞金を贈る。</u> <ul style="list-style-type: none"> (1) 会員の居宅が火災にあったときは、見舞金 10,000 円を贈る。 (2) 上記の他災害にあったときは、役員会で協議するものとする。 	第4条 生徒に対する慶弔については、次のように定める。 <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>生徒が死亡したときは、香料 10,000 円と花輪代 (10,000 円) を贈り、会長又は副会長のうちの代表並びに当該学年委員会の代表が葬儀に参列する。</u> (2)
	第5条 <u>会員等が災害を受けたときは、次により見舞金を贈る。</u> <ul style="list-style-type: none"> (1) 会員の居宅が火災にあったときは、見舞金 10,000 円を贈る。 (2) 上記の他災害にあったときは、役員会で協議するものとする。

平成30年度主な行事予定

月・日	曜	行 事 内 容	月・日	曜	行 事 内 容
4/28	土	石岡中学校PTA総会	9/8	土	体育祭
5/2	水	石岡市PTA連絡協議会総会・手をつなぐ親の会総会	9/15	土	おまつりの巡回指導～17日
5/31	木	第1回市P連単P会員・事務担当者会議	10/6	土	PTA奉仕作業(1年)
6/2	土	PTA奉仕作業(2年)	10/20	土	桐苑祭
6/23	土	市P連指導者研修会	11/8	木	第3回市P連単P会員・事務担当者会議
7/6	金	1学期末保護者会(全学年)	11/29	木	2学期末保護者会(1・2年)
7/16	月	市P連球技会	2/15	金	第4回市P連単P会員・事務担当者会議
8/25	土	PTA奉仕作業(3年)	2/27	水	学年末保護者会(1・2年)
8/30	木	第2回市P連単P会員・事務担当者会議	3/12	火	卒業証書授与式(予定)

平成30年度 石岡中学校PTA本部、 並びに常任委員会、学年委員会 事業計画

	1 学期	2 学期	3 学期
執行部	本部役員会・PTA総会 市P連総会並びに手をつなぐ親の会総会 常任委員会・運営委員会 市P連指導者研修会 市P連球技会	本部役員会・運営委員会 体育祭協力 おまつりの巡回指導	本部役員会・運営委員会 会計監査
第1学年	学年懇談、石岡探訪協力 家庭教育学級開級式	家庭教育学級 学級懇談	家庭教育学級閉級式
第2学年	学年懇談、宿泊学習協力 職場体験学習協力	学級懇談	卒業式協力
第3学年	学年懇談、修学旅行協力	高校説明会協力	卒業式
成人体育	P球技会 市P連球技会	体育祭協力	
広報	機関誌「石」166号の発行	機関誌「石」167号の発行	機関誌「石」168号の発行
厚生	ベルマーク運動説明会参加 ベルマーク集計 古切手回収 書き損じはがき回収	ベルマーク集計 古切手回収 書き損じはがき回収	ベルマーク集計 古切手回収 書き損じはがき回収
校外指導	マナーアップあいさつ運動 校外巡回指導	夏祭り巡回 おまつり巡回 校外巡回指導	校外巡回指導 卒業式校内巡回
環境整備	PTA奉仕作業(2年) PTA奉仕作業(3年)	PTA奉仕作業(1年)	
交通安全母の会	街頭活動 夏の交通安全街頭キャンペーン参加	秋の交通安全街頭キャンペーン参加 年末街頭キャンペーン参加	
婦人防火クラブ	視察研修参加	石岡市防災訓練参加	市消防出初め式参加 春の火災予防運動参加
女性ネットワーク	市P連女性ネットワーク研修会 県P連女性ネットワーク委員会	県南P女性ネット委員会 市P連女性ネットワーク研修会	県南P女性ネット委員会 市P連女性ネットワーク研修会

○ 平成30年度 石岡中学校PTA歳入・歳出予算書(案)

○歳入の部

(単位 円)

項目	前年度予算額	本年度予算額	増 減	付 記
○会費	1,800,000	1,900,000	100,000	(生徒数+職員数)×250円×12月
○雑収入	30	1	△ 29	預金利子
○繰越金	105,153	206,929	101,776	前年度繰越金(石岡中185,929円、城南中21,000円)
○合計	1,905,183	2,106,930	201,747	

○歳出の部

項目	前年度予算額	本年度予算額	増 減	付 記
○会議費	総会	30,000	40,000	10,000 資料紙代、インク代等
	各種委員会	110,000	120,000	10,000 各種会議費、歓送迎会花代等
	小計	140,000	160,000	20,000
○事務費	消耗費	100,000	180,000	80,000 事務用品
	印刷製本	100,000	100,000	0 文集補助
	通信	40,000	50,000	10,000 行事案内郵送料
	小計	240,000	330,000	90,000
○事業費	成人体育委員会	180,000	190,000	10,000 球技会費用
	広報委員会	400,000	400,000	0 広報誌経費「石」169~171
	厚生委員会	10,000	10,000	0 ベルマーク収集経費
	校外指導委員会	30,000	30,000	0 巡回指導経費
	環境整備委員会	210,000	210,000	0 奉仕作業経費
	学年委員会	240,000	250,000	10,000 学年事業経費
	婦人防火クラブ	10,000	10,000	0 研修負担金
	交通安全母の会	5,000	5,000	0 研修負担金
	女性ネットワーク委員会	0	20,000	20,000 研修負担金
	小計	1,085,000	1,125,000	40,000
○福祉費	手をつなぐ親の会	50,000	60,000	10,000 手をつなぐ親の会経費
○負担金	負担金	200,000	220,000	20,000 負担金
○涉外費	涉外費	100,000	100,000	0 P連関係経費
○慶弔費	慶弔費	80,000	80,000	-0 慶弔規定による経費
○旅費	旅費	5,000	20,000	15,000 研修会参加旅費
○予備費	予備費	5,183	11,930	6,747
○合計	合計	1,905,183	2,106,930	201,747

項目は流用することができる

平成30年 4月28日

石岡市立石岡中学校PTA会長

平成30年度 石岡中学校PTA後援会費歳入・歳出予算書(案)

歳入の部

(単位 円)

項目	前年度予算額	本年度予算額	増 減	付 記
会 費	2,745,000	3,000,000	255,000	250円×1,000口数×12ヶ月
雑 収 入	50	50	0	預金利子
繰 越 金	97,131	153,173	56,042	前年度繰越金(石岡中132,173円、城南中21,000円)
合 計	2,842,181	3,153,223	311,042	

歳出の部

項目	前年度予算額	本年度予算額	増 減	付 記
教育研究助成	各種研究補助	15,000	20,000	5,000 研究助成・参加費等
	研究負担金	20,000	20,000	0 研究参加負担金等
	資料料	80,000	80,000	0 各種資料代
	小計	115,000	120,000	5,000
学校行事助成	体育大会	340,000	450,000	110,000 各種大会・練習試合等
	文化活動費	230,000	230,000	0 桐苑祭・音楽会、文化部諸費用等
	行事助成金	200,000	300,000	100,000 入学式・卒業式、体育祭等行事
	小計	770,000	980,000	210,000
事業費	教材教具	230,000	230,000	0 教材・実験実習費等
	体育用具	270,000	300,000	30,000 体育教材用具・消耗品
	図書整備	70,000	100,000	30,000 図書館図書・備品等
	環境整備	420,000	420,000	0 花壇・プランター整備、教室環境
	生徒指導費	120,000	120,000	0 生徒指導費用
	生徒派遣費	570,000	570,000	0 各種大会生徒参加費
	消耗品費	270,000	300,000	30,000 事務用品・用紙等
予備費	予備費	7,181	13,223	6,042
合計	2,842,181	3,153,223	311,042	

項目は流用することができる

平成30年4月28日

石岡市立石岡中学校PTA会長

石岡市立石岡中学校 P T A 規約（改正案）

第1章 名称及び事務局

第1条 この会は石岡中学校 P T A という。

第2条 この会の事務局を石岡中学校内に置く。（以下石岡中学校を「本校」という。）

第2章 目的及び事業

第3条 この会は本校に在籍する生徒の父母、またはこれに代わる者（以下「父母」という。）とともに、父母と本校の校長及び教職員（以下「教師」という。）が協力して幸福な成長を図ることを目的とする。

第4条 この会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 家庭と学校の連絡をより緊密にし生徒の福祉を図ること。
- 2 会員の親睦と教養の向上に関すること。
- 3 生徒の生活環境の改善と教育施設の充実に関すること。
- 4 その他この会の目的達成に必要と認めること。

第3章 方針

第5条 この会は教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

- 1 この会は自主独立のものであって他の団体または機関の支配や干渉を受けない。
- 2 生徒の福祉のために活動する他の団体または機関と協力する。
- 3 この会はすべての政党、政派及び宗教に関係しない。また、この会またはこの会の役員の名においていかなる公職の候補者も推薦しない。
- 4 学校の管理及び人事に干渉しない。

第4章 会員

第6条 会員の資格権利及び義務は次のとおりとする。

- 1 父母及び教師を正会員とし、この会に賛同する者を賛助会員とする。
- 2 会員はすべて平等の権利を有する。
- 3 会員はすべて第2章の目的のため第3章の方針に従って活動する義務がある。

第5章 役員

第7条 この会を運営するために次の役員を置く。

- | | | | |
|------------------|------------|---------|---------|
| 1 会長 1名 | 2 副会長 6名以内 | 3 書記 2名 | 4 会計 2名 |
| 5 女性ネットワーク委員 若干名 | 6 5 監査 3名 | | |

第8条 役員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

第9条 任期の中途における補充役員の任期は前任者の残任期間とする。

第10条 会長、副会長及び監査は役員選考委員会において選出し、総会において承認する。

二 選考委員は、運営委員会において互選とする。

第11条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長はこの会を代表し、会務を統理し、総会及び運営委員会を召集し、主宰する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代理する。また、この会の事務的な処理及び総会、運営委員会等の会の進行に関する事項を行う。
- 3 書記は会長の命を受け庶務を行う。
- 4 会計は会長の命を受け会計事務を行う。
- 5 女性ネットワーク委員は会長の命を受け女性ネットワークに関する業務を行う。
- 6 5 監査は会計監査を行う。また、事業についても助言・協力をする。

第6章 顧問

第12条 本会には顧問をおくことができる。顧問は運営委員会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

第7章 会議

第13条 この会の会議は次のとおりとする。

- 1 総会 2 運営委員会 3 常任委員会 4 学年委員会 5 特別委員会

第14条 総会の組織、権限及び運営は次のとおりとする。

- 1 総会は、この会の最高議決機関である。
- 2 会員はすべて総会に出席し、意志を表明する義務と権利を有する。
- 3 総会は毎年度始めに定期総会を開き、その他隨時必要に応じて臨時総会を開くものとする。ただし臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、もしくは会員の5分の1以上の要求があったときとする。
- 4 総会は会員の5分の1以上（委任状を認める）が出席しなければ会議を開き、議決することができない。
- 5 総会の議事は出席者の過半数を以て決する。ただし規約の改廃及び制定については出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。
- 6 総会においては次のことを決める。
 - イ 規約の改廃または制定
 - ロ 予算及び決算の審議
 - ハ 事業の審議並びに承認
 - ニ 会長、副会長及び監査の承認
 - ホ その他
- 7 総会の議長は会長又は会長の指名した者とする。

第15条 運営委員会の権限及び運営は次のとおりとする。

- 1 運営委員は常任委員会と学年委員会及び特別委員会の委員長またはその代理者を充て、その会の役員及び校長又はその代理者とともに運営委員会を組織する。
- 2 運営委員会は総会に次ぐ議決機関である。
- 3 運営委員会は会長が必要と認めたときもしくは運営委員の3分の1以上の要求があったとき隨時開くものとする。
- 4 運営委員会は運営委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開き、議決することができない。
- 5 運営委員会の議事は出席者の過半数をもって決する。
- 6 運営委員会は予算の編成、事業の計画、審議その他常任委員会及び学年委員会よりかけられた事項の審議にあたり、重要事項は総会にかける。
- 7 運営委員会の議長は会長または会長の指名した者とする。

第16条 常任委員会の組織及び運営は次のとおりとする。

- 1 常任委員会を次のように分ける。

- | | |
|----------------|----------------------|
| イ 成人体育委員会(20名) | ロ 広報委員会(15名) |
| ハ 厚生委員会(20名) | ニ 校外指導地区委員会(各地区1名以上) |
| ホ 環境整備委員会(15名) | ヘ 交通安全母の会(10名) |
| ト 婦人防火クラブ(15名) | チ 女性ネットワーク委員会 |

※ 人数は、原則上記のとおりとするが過不足ある場合はこの限りでない。

※ 委員の選出については次の通りとする。

①校外指導地区委員を選出する地区は次の通りとする。(ただし、生徒数によっては、近隣の地区と合併する)

旭台1丁目、旭台2丁目、旭台3丁目、東光台1丁目、東光台2丁目、東光台3丁目、
東光台4丁目、東光台5丁目、東石岡1丁目、東石岡2丁目、東石岡3丁目、
東石岡4丁目、東石岡5丁目、山王台、大和町、東ノ辻、東町、八軒台、東大橋、
小井戸、南台1丁目、南台2丁目、南台3丁目、南台4丁目、大谷津、東畠中

②上記のロ以外の委員は、学年から選出する。

- 2 常任委員長及び副委員長は所属委員の互選による。
- 3 常任委員会は常任委員長が必要と認めたときもしくは所属委員の3分の1以上の要求があったとき隨時開くものとする。
- 4 常任委員会は所属委員の3分の1以上の出席がなければ会議を開き、議決することができない。
- 5 常任委員会の議事は出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 常任委員会の議長は、常任委員長または常任委員長が指名した者とする。

第17条 常任委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- 1 成人体育委員会は会員の教養向上に関する事項並びに体育をとおした会員の親睦及び健康に関する事項。
- 2 広報委員会は会報の発行、会員相互の連絡に関する事項。
- 3 厚生委員会は生徒の保健福祉に関する事項。
- 4 校外指導地区委員会は生徒の校外生活指導に関する事項。
- 5 環境整備委員会は教育施設設備に関する事項。
- 6 交通安全母の会は交通安全に関する事項。
- 7 婦人防火クラブは防火防災に関する事項。
- 8 女性ネットワーク委員会は女性ネットワークに関する事項。

第18条 学年委員会の所掌事項及び運営は次のとおりとする。

- 1 学年委員会は学年内の生徒の福祉と学年・学級相互の連携に関する事項。
- 2 学年委員会の運営については、常任委員会の運営に準ずる。

第19条 特定の目的のため会長の委嘱による特別委員会を設けることができる。

第20条 会長及び校長はすべての会議に出席して意見を述べることができる。

第8章 経 費

第21条 この会の経費は会費、寄付金及びその他により支弁する。

第22条 会費は生徒1人あたり月額250円とする。

第23条 総会において必要と認めたときは、会員は特別会費を納入するものとする。その額についてはその都度総会において決定する。

第24条 寄付金その他の収入の受け入れについては運営委員会の承認を必要とする。

第25条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 後 援 会

第26条 教育研究助成、学校行事助成、教育振興助成を目的とし、第5章のPTAの役員がその運営にあたる。

第27条 この会への加入は任意とする。

第28条 この会の会費は後援会費により支弁する。

第29条 後援会費は1口250円とし、会員の申し込み口数による。

第30条 総会において予算及び決算の審議をし、その承認をうける。

第31条 会計年度及び会計監査については、第25条及び第9章の各条に準ずる。

付 則

- 1 この規約は平成19年4月14日より効力を発生する。
- 2 この規約の解釈について疑義が生じたときは、運営委員会の決するところによる。
- 3 この規約の実施上必要な細目は、運営委員会において別に定める。
- 4 この規約は平成30年4月28日より効力を発生する。

石岡中学校 P T A 慶弔規程（改正案）

- 第1条 P T A会費により支出する慶弔費は、この規程により支出する。
- 第2条 本規程による慶弔費は、弔慰金、見舞金及び餞別金とする。
- 第3条 ~~P T A会員等が死亡したときは、次により香料等を贈る。~~
P T A会員に対する慶弔については、次のように定める。
- (1) 一般会員が死亡したときは、香料10,000円を贈り、会長又は副会長のうちの代表並びに当該学年委員会の代表が葬儀に参列する。会員とは本人及びその配偶者をいう。
- (2) 運営委員が死亡したときは、生前のP T A活動に対する功績を考慮して、香料10,000円の他に供物（10,000円相当）を贈り、会長又は副会長のうちの代表並びに所属委員会の代表が葬儀に参列する。
- (3) 常任委員が死亡したときは、香料10,000円を贈り、会長又は副会長のうちの代表並びに当該委員会の代表が葬儀に参列する。
- (4) ~~生徒が死亡したときは、香料10,000円と花輪代（10,000円）を贈り、会長又は副会長のうちの代表並びに当該学年委員会の代表が通夜及び葬儀に参列する。~~
- (5) ~~教師の親並びに運営委員の親（同居又は喪主の場合に限る。）が死亡した時は、香料10,000円を贈り、会長又は副会長のうちの代表が葬儀に参列する。~~
- 第4条 会員等が災害を受けたときは、次により見舞金を贈る。
生徒に対する慶弔については、次のように定める。
- (1) 会員の居宅が火災にあったときは、見舞金10,000円を贈る。
生徒が疾病で長期に（おおむね1ヶ月以上）にわたり、入院加療している場合は、5,000円の見舞金を贈る。
- (2) ~~上記の他災害にあったときは役員会で協議するものとする。~~
生徒が死亡したときは、香料10,000円と花輪代（10,000円）を贈り、会長又は副会長のうちの代表並びに当該学年委員会の代表が葬儀に参列する。
- 第5条 会員等が災害を受けたときは、次により見舞金を贈る。
- (1) 会員の居宅が火災にあったときは、見舞金10,000円を贈る。
- (2) 上記の他災害にあったときは役員会で協議するものとする。
- 第6条 この規程に疑義があるとき又は別途必要が生じた場合には役員会で協議するものとする。
- 第7条 この規程の改廃は、運営委員会の議を経て総会の承認を得るものとする。

付則

- 1 本規程は、平成11年4月17日より実施する。
- 2 石岡中学校 P T A 内部規約及び慣例は廃止する。
- 3 本規定は、平成17年4月16日より実施する。
- 4 本規程は、平成30年4月28日より実施する。

石岡市立石岡中学校PTA規約（案）

第1章 名称及び事務局

第1条 この会は石岡中学校PTAという。

第2条 この会の事務局を石岡中学校内に置く。（以下石岡中学校を「本校」という。）

第2章 目的及び事業

第3条 この会は本校に在籍する生徒の父母、またはこれに代わる者（以下「父母」という。）ともに、父母と本校の校長及び教職員（以下「教師」という。）が協力して幸福な成長を図ることを目的とする。

第4条 この会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 家庭と学校の連絡をより緊密にし生徒の福祉を図ること。
- 2 会員の親睦と教養の向上に関すること。
- 3 生徒の生活環境の改善と教育施設の充実に関すること。
- 4 その他この会の目的達成に必要と認めること。

第3章 方針

第5条 この会は教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

- 1 この会は自主独立のものであって他の団体または機関の支配や干渉を受けない。
- 2 生徒の福祉のために活動する他の団体または機関と協力する。
- 3 この会はすべての政党、政派及び宗教に関係しない。また、この会またはこの会の役員の名においていかなる公職の候補者も推薦しない。
- 4 学校の管理及び人事に干渉しない。

第4章 会員

第6条 会員の資格権利及び義務は次のとおりとする。

- 1 父母及び教師を正会員とし、この会に賛同する者を賛助会員とする。
- 2 会員はすべて平等の権利を有する。
- 3 会員はすべて第2章の目的のため第3章の方針に従って活動する義務がある。

第5章 役員

第7条 この会を運営するために次の役員を置く。

1 会長 1名 2 副会長 6名以内 3 書記 2名 4 会計 2名 5 監査 3名

第8条 役員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

第9条 任期の中途における補充役員の任期は前任者の残任期間とする。

第10条 会長、副会長及び監査は役員選考委員会において選出し、総会において承認する。

二 選考委員は、運営委員会において互選とする。

第11条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長はこの会を代表し、会務を統理し、総会及び運営委員会を召集し、主宰する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代理する。また、この会の事務的な処理及び総会、運営委員会等の会の進行に関する事項を行う。
- 3 書記は会長の命を受け庶務を行う。
- 4 会計は会長の命を受け会計事務を行う。
- 5 監査は会計監査を行う。また、事業についても助言・協力をする。

第6章 顧問

第12条 本会には顧問をおくことができる。顧問は運営委員会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

第7章 会議

第13条 この会の会議は次のとおりとする。

- 1 総会 2 運営委員会 3 常任委員会 4 学年委員会 5 特別委員会

第14条 総会の組織、権限及び運営は次のとおりとする。

- 1 総会は、この会の最高議決機関である。
- 2 会員はすべて総会に出席し、意志を表明する義務と権利を有する。
- 3 総会は毎年度始めに定期総会を開き、その他隨時必要に応じて臨時総会を開くものとする。ただし臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、もしくは会員の5分の1以上の要求があったときとする。
- 4 総会は会員の5分の1以上（委任状を認める）が出席しなければ会議を開き、議決することができない。
- 5 総会の議事は出席者の過半数を以て決する。ただし規約の改廃及び制定については出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。
- 6 総会においては次のことを決める。
 - イ 規約の改廃または制定
 - ロ 予算及び決算の審議
 - ハ 事業の審議並びに承認
 - ニ 会長、副会長及び監査の承認
 - ホ その他
- 7 総会の議長は会長又は会長の指名した者とする。

第15条 運営委員会の権限及び運営は次のとおりとする。

- 1 運営委員は常任委員会と学年委員会及び特別委員会の委員長またはその代理者を充て、その会の役員及び校長又はその代理者とともに運営委員会を組織する。
- 2 運営委員会は総会に次ぐ議決機関である。
- 3 運営委員会は会長が必要と認めたときもしくは運営委員の3分の1以上の要求があったとき隨時開くものとする。
- 4 運営委員会は運営委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開き、議決することができない。
- 5 運営委員会の議事は出席者の過半数をもって決する。
- 6 運営委員会は予算の編成、事業の計画、審議その他常任委員会及び学年委員会よりかけられた事項の審議にあたり、重要事項は総会にかける。
- 7 運営委員会の議長は会長または会長の指名した者とする。

第16条 常任委員会の組織及び運営は次のとおりとする。

- 1 常任委員会を次のように分ける。

イ 成人体育委員会	ロ 広報委員会
ハ 厚生委員会	ニ 校外指導委員会
ホ 環境整備委員会	ヘ 交通安全母の会
ト 婦人防火クラブ	チ <u>女性ネットワーク委員会</u>
- 2 常任委員長及び副委員長は所属委員の互選による。
- 3 常任委員会は常任委員長が必要と認めたときもしくは所属委員の3分の1以上の要求があったとき隨時開くものとする。
- 4 常任委員会は所属委員の3分の1以上の出席がなければ会議を開き、議決することができない。
- 5 常任委員会の議事は出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 常任委員会の議長は、常任委員長または常任委員長が指名した者とする。

第17条 常任委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- 1 成人体育委員会は会員の教養向上に関する事項並びに体育をとおした会員の親睦及び健康に関する事項。
- 2 広報委員会は会報の発行、会員相互の連絡に関する事項。
- 3 厚生委員会は生徒の保健福祉に関する事項。
- 4 校外指導委員会は生徒の校外生活指導に関する事項。
- 5 環境整備委員会は教育施設設備に関する事項。
- 6 交通安全母の会は交通安全に関する事項。
- 7 婦人防火クラブは防火防災に関する事項。
- 8 女性ネットワーク委員会は女性ネットワークに関する事項。

第18条 学年委員会の所掌事項及び運営は次のとおりとする。

1 学年委員会は学年内の生徒の福祉と学年・学級相互の連携に関する事項。

2 学年委員会の運営については、常任委員会の運営に準ずる。

第19条 特定の目的のため会長の委嘱による特別委員会を設けることができる。

第20条 会長及び学校長はすべての会議に出席して意見を述べることができる。

第8章 経 費

第21条 この会の経費は会費、寄付金及びその他により支弁する。

第22条 会費は生徒1人あたり月額250円とする。

第23条 総会において必要と認めたときは、会員は特別会費を納入するものとする。その額についてはその都度総会において決定する。

第24条 寄付金その他の収入の受け入れについては運営委員会の承認を必要とする。

第25条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 後 援 会

第26条 教育研究助成、学校行事助成、教育振興助成を目的とし、第5章のPTAの役員がその運営にあたる。

第27条 この会への加入は任意とする。

第28条 この会の会費は後援会費により支弁する。

第29条 後援会費は1口250円とし、会員の申し込み口数による。

第30条 総会において予算及び決算の審議をし、その承認をうける。

第31条 会計年度及び会計監査については、第25条及び第9章の各条に準ずる。

付 則

1 この規約は平成19年4月14日より効力を発生する。

2 この規約の解釈について疑義が生じたときは、運営委員会の決するところによる。

3 この規約の実施上必要な細目は、運営委員会において別に定める。

4 この規約は平成30年4月28日より効力を発生する。

石岡中学校PTA慶弔規程（案）

- 第1条 PTA会費により支出する慶弔費は、この規程により支出する。
- 第2条 本規程による慶弔費は、弔慰金、見舞金及び餞別金とする。
- 第3条 PTA会員に対する慶弔については、次のように定める。
- (1) 一般会員が死亡したときは、香料10,000円を贈り、会長又は副会長のうちの代表並びに当該学年委員会の代表が葬儀に参列する。会員とは本人及びその配偶者をいう。
 - (2) 運営委員が死亡したときは、生前のPTA活動に対する功績を考慮して、香料10,000円の他に供物(10,000円相当)を贈り、会長又は副会長のうちの代表並びに所属委員会の代表が葬儀に参列する。
 - (3) 常任委員が死亡したときは、香料10,000円を贈り、会長又は副会長のうちの代表並びに当該委員会の代表が葬儀に参列する。
 - (4) 教師の親並びに運営委員の親(同居又は喪主の場合に限る。)が死亡した時は、香料10,000円を贈り、会長又は副会長のうちの代表が葬儀に参列する。
- 第4条 生徒に対する慶弔については、次のように定める。
- (1) 生徒が疾病で長期に(おおむね1ヶ月以上)にわたり、入院加療している場合には、5,000円の見舞金を贈る。
 - (2) 生徒が死亡したときは、香料10,000円と花輪代(10,000円)を贈り、会長又は副会長のうちの代表並びに当該学年委員会の代表が葬儀に参列する。
- 第5条 会員等が災害を受けたときは、次により見舞金を贈る。
- (1) 会員の居宅が火災にあったときは、見舞金10,000円を贈る。
 - (2) 上記の他災害にあったときは役員会で協議するものとする。
- 第6条 この規程に疑義があるとき又は別途必要が生じた場合には役員会で協議するものとする。
- 第7条 この規程の改廃は、運営委員会の議を経て総会の承認を得るものとする。

付則

- 1 本規程は、平成11年4月17日より実施する。
- 2 石岡中学校PTA内部規約及び慣例は廃止する。
- 3 本規定は、平成17年4月16日より実施する。
- 4 本規程は、平成30年4月28日より実施する。

「石岡中おやじ・すずらんの会」について

1. はじめに

「石岡中おやじの会」は平成11年度に発足し、今年で20年目を迎えます。また、お母さんたちの活動の場として、12年前から「すずらんの会」の活動も加わりました。今年度も、子どもたちのために、学校のために、積極的かつフットワークよく活動していきたいと思います。

2. ねらい

保護者の皆様が気軽に学校へ足を運び、生徒達や先生、PTAと触れ合い、学校、家庭、地域が一体となり協力し合える交流の場を作ることをねらいとしています。

3. 主な活動内容

- ・ 毎月、第3土曜日を活動日として設定（学校行事等により若干の変更あり）
- ・ 校外巡回活動、校舎内外の修繕、花壇整備、部活動交流会、外部講師を招いた学習会等

<平成29年度の活動報告>

月	日	曜日	内 容
6	1	木	○マナーアップキャンペーン（昇降口前 朝のあいさつ運動）
	11	日	○PTA奉仕作業への協力
7	15	土	○夏休み前店舗等巡回（校外指導地区委員会と合同）、親睦会
9	9	土	○体育祭巡回（昼休み 校外指導地区委員会と合同）
	16～18	土～月	○石岡のおまつり巡回（校外指導地区委員会と合同） 第2部巡回に参加
11	1	水	○マナーアップキャンペーン（昇降口前 朝のあいさつ運動）
12	13	水	○親子学習会…インターネット安心安全教室（外部講師）
12	16	土	○冬休み前店舗等巡回（校外指導地区委員会と合同）
3	17	土	○春休み前店舗等巡回（校外指導地区委員会と合同）、親睦会

4. 定例活動（親睦会）

- ・ 年2回 土曜日 午後6時から（日程は調整中）
- ・ 場所：ゆかり（国道355号沿い ストッカ一斜め向かい）
- ・ 会員相互の親睦、学校や地域、子育ての情報交換、次回活動の企画提案

5. その他の活動

会員の発案、学校からの要請により、必要と認められる活動に取り組みます。

平成30年度 PTA本部役員

役 職	氏 名	生 徒 名	年	組
会 長				
副 会 長				
"				
"				
"				
"				
副会長(学)				
書 記				
"(学)				
会 計				
"(学)				
女性ネットワーク類				
監 査				
"				
"				

平成30年度 PTA常任委員長

委員会名	委員長名	学年・組
1学年		
2学年		
3学年		
成人体育		
広報		
厚生		
校外指導		
環境整備		
交通安全母の会		
婦人防火クラブ		